## 平成二年政令第二百五十八号

|| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令

制定する。 制定する。 制定する。 制定する。 利定なの規定に基づき、この政令を 第一項、第十四条第一項及び第四項、第三十六条第一項、第四十一条第二項において準用する特許 項、第四条第一項、第六条第一項及び第三項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条、第十二条 項、第四条第一項、第六条第一項及び第三項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条、第十二条 内閣は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三条第一

(予納届をした者の地位の承継)

後存続する法人又は合併により設立された法人は、当該特定法人の地位を承継する。

(登録情報処理機関の登録等の有効期間)

む。)の政令で定める期間は、三年とする。 第二条 法第十九条の二第一項 (法第三十九条及び第三十九条の十一において準用する場合を含

係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものとする。 十九条第一項から第四項までの規定に係る特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に第三条 法第三十六条第一項の政令で定める調査は、特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三

いかどうかについての判断に必要なものとする。 条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許を受けることができないものでなる発明又は考案に関する調査であって、その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九第四条 法第三十九条の二の政令で定める調査は、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属す

(在外者の手続の特例)

は、法又は法に基づく命令の規定による在外者の手続に準用する。 第五条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第一条(第二号及び第三号を除く。)の規定

4

附則地

(施行期日)

(同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。)、旧特許法第四十五条第六項又は第五十4 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた特許出願であって、特許法第四十四条第二項

定中要約書に係る部分を適用する。行日前にしたものとみなされるものについては、法附則第四条の規定による改正後の特許法の規行日前にしたものとみなされるものについては、法附則第四条の規定による改正後の特許法第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により施三条第四項(旧特許法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項において準用する場合

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。 する。この場合において、同条の規定による改正前の実用新案法第五条第四項第三号中「通商産第三条 前条の規定は、法附則第五条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用

(施行日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続)

ところにより、当該入出力装置を特許庁長官に届け出なければならない。 に限る。)との接続を行うときは、当該手続をする者又は当該代理人は、通商産業省令で定める者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置(特許庁長官が定める技術的基準に適合するもの第九条 施行日前において、法第二条第一項に規定する電子計算機と、同項に規定する手続をする

出があったものとみなす。 前項の規定による届出があったときは、当該入出力装置について第二条第二項の規定による届

ならは、区域はミニートへの運行・20。 則(平成五年六月一八日政令第二〇四号)

この政令は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月八日政令第三三三号) 抄

(施行期日)

(係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置) 成六年一月一日)から施行する。 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日

伞

第二条 この政令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(改正法附則第五条第一七号、第八条並びに第十一条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。第二条 この政令の施行の際現に特許に係属している実用新案登録出願(改正法附則第五条第一七号、第八条並びに第二条には、改正前の特許という。)及び改正前の通商産業省組織令の規定は、この政令の施行後も、下「旧特例法施行令、改正前の特許法施行令、改正前の東田新案登録令、改正前の東西の共産により改正がの地方では、改正前の東田新案登録令」という。)、改正前の特許と施行令、改正前の連商産業省組織令の規定は、この政令の施行後も、下「旧特例法施行令」という。)及び改正前の通商産業省組織令の規定は、この政令の施行後も、下「旧特例法施行令」という。)及び改正前の通商産業省組織令の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案登録令(以下「旧実用新案登録令」という。)の規定の適用を受けるものを除く。)又はこの政令の施行前にした実用新案登録出願に係るする。とあるのは、「経済産業省令」とする。

第 一取下げ(その特許出願又は実用新案登録出取下げ

げる字句に読み替えるものとする。

の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

第一項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特例法施行令

条 第願について拒絶をすべき旨の最初の査定の

六号 謄本の送達前にするものに限る。)

含む。)又は実用新案法第七条第六項の規定によ 案法第四十一条において準用する場合を含む。) |含む。)、特許法第百六十一条の三第三項(実用新 |法第四十五条において準用する場合を含む。) 及 |九条第三項(同法第百七十四条第一項(実用新案 り指定された期間に限る。) 及び実用新案法第十三条において準用する場合を び実用新案法第四十一条において準用する場合を 1

条 第 届出 (その特許出願又は実用新案登録出願届出

九 号 第 本の送達前にするものであって通商産業省 |令で定めるものに限る。) について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄

条 第 |特許法第五十条(実用新案法第十三条にお||特許法第五十条の規定による意見書の提出 いて準用する場合を含む。)の規定による意

条 第 第 ||送達があった後にするもの及び代理権を証 補正(特許出願又は実用新案登録出願につ補正 見書の提出 いて拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本のをその内容とするものを除く。 (代理権を証明する書面その他の物件の提出

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の改正に伴う経過措置)

明する書面その他の物件の提出をその内容

とするものを除く。)

なお従前の例による。 の政令の施行後にする特許出願について適用し、この政令の施行前にした特許出願については、 改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第六条第八号の規定は、こ

(改正法附則第五条の規定による届出)

正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第五条第一項の規定による届出/」とする。 登録出願」とあるのは、「/一 特許出願又は実用新案登録出願/一の二 特許法等の一部を改 の特例に関する法律施行令の規定の適用については、同令第一条中「一 特許出願又は実用新案 改正法附則第五条第一項の規定による届出についての改正後の工業所有権に関する手続等

## (平成七年五月八日政令第二〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日 八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める部分を除く。)及び附則第六条条の規定、附則第五条の規定(意匠登録令第二条の改正規定中「、第百二十六条第一項又は第百 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の改正に伴う経過措置) 項」を「又は第百二十六条第一項」に改める部分を除く。)は、平成八年一月一日から施行する。 の規定(商標登録令第二条の改正規定中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一 改める部分を除く。)並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十二条の規定並びに附則第四 する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定(「第十一号」を「第十二号」にを「同条第五号」に改める部分に限る。)、第九条及び第十条の規定、第十一条中工業所有権に関 条第一項第四号の改正規定を除く。)、第八条中実用新案登録令第二条の改正規定 (「同条第四号」 成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定、第七条の規定 特

第四条 第十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定 (「第十一号」を「第十二号」に改める部分を除く。)並びに同令第三条及び第六条の改正規定の

> 施行の際現に特許庁に係属している特許出願であって、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達 があったものに係る手続、処分又は通知については、なお従前の例による。

(平成八年九月一三日政令第二七四号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成九年四月一日から施行する

(施行期日) 附 (平成一〇年一二月一八日政令第三九九号) 抄

第一条 この政令は、平成十一年一月一日から施行する

附 則 (平成一一年五月二六日政令第一六〇号)

(平成十一年六月一日) から施行する。 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号) の一部の施行の 日

(平成一一年一二月二七日政令第四三〇号) 抄

附

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年一月一日から施行する。 (特許法等関係手数料令の改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に第十条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関す る法律施行令第一条に規定する特定手続(同令第九条に規定する手続を除く。)を行った者が、 磁気ディスクへの記録を求める場合に納付しなければならない手数料については、第五条の規定 による改正後の特許法等関係手数料令第五条の表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によ

則 (平成一二年三月八日政令第五八号)

る。 ッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日(平成十二年三月十四日)から施行す この政令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリ

則 (平成一二年六月七日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 成十三年一月六日)から施行する。 附 則 (平成一三年五月一八日政令第一八五号)

日 伞

この政令は、平成十三年六月一日から施行する。 附 (平成一四年六月一九日政令第二一四号)

この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四年九月一日) から施行す

附 則 (平成一五年六月二〇日政令第二六六号) 抄

(施行期日)

律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(平成十五年十月一日)から第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法 施行する。

附 則 (平成一六年六月四日政令第一九一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手 続等の特例に関する法律施行令第二条の次に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から 施行する。

則 (平成一七年一月二〇日政令第六号)

(施行期日)

3 行する。 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施(施行期日) 附 則(平成二八年一月二二日政令第一八号)